

# 適合性検査証明書

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準（法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します

1. 証明書番号： J E T O 8 5 4 - 4 3 0 0 1 - 1 0 1 1
2. 発行年月日： 平成17年 4月11日
3. 有効年月日： 平成24年 4月10日
4. 申込者名  
住 所： 大阪府大阪市城東区古市1丁目2番11号  
氏名又は名称： 行田電線株式会社
5. 特定電気用品名： 差込みプラグ
6. 型式の区分： 別紙のとおり
7. 製造工場名  
住 所： 滋賀県草津市岡本町字大谷1000-28  
氏名又は名称： 行田電線株式会社 草津工場  
滋賀県大津市真野大野1丁目14-24  
行田電線株式会社 堅田工場  
滋賀県野洲郡野洲町三上1000  
行田電線株式会社 野洲工場
8. 適用試験規格： 電気用品の技術上の基準を定める省令第1項  
別表第四1及び6
9. 適合性検査の方法：
  - 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令に定める方法
  - 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法

財団法人 電気安全環境研究所

理事長 吉澤 博



東京都渋谷区代々木5-14-12

# 適合性検査証明書別紙

## 型式の区分

要素	区分
定格電圧	125V以下のもの
定格電流	7Aを超え15A以下のもの
極の配置（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号。以下「技術基準省令」という。）別表第四6(1)ニ(ホ) aに定める寸法に適合するものの場合に限る。）	はのもの
刃の取付けの方式	一体として成形されているもの
主絶縁体の材料	合成樹脂のもの
外郭の材料	合成樹脂のもの
接続の方式	差込み型のもの（ロックナット式のものを除く。）
防水構造	非防水型のもの

証明書番号：JET0854-43001-1011